

令和7年稲沢市教育委員会 第5回定例会会議録

1 日 時 令和7年5月13日（火）午後1時30分～午後2時42分

2 場 所 議員総会室

3 出席委員 教育長 渡辺 孝雄  
教育長職務代理者 伊藤 浩樹  
委員 吉川 繁樹  
委員 澤田 可奈子  
委員 大島 宏之  
委員 森 誠子

4 説明のため出席した職員

教育部長	大口 伸		
教育部次長兼庶務課長	江頭 弘幸	庶務課主幹	犬飼 貴志
庶務課主幹	鈴木 達哉		
学校教育課長兼指導主事	伊藤 尚	学校教育課統括主幹兼指導主事	伊藤 実
学校教育課主幹兼指導主事	伊藤 充弥		
生涯学習課長	別府 正弘	生涯学習課主幹	松尾 俊明
生涯学習課主幹	田村 正樹		
スポーツ課長	佐波 正巳	スポーツ課主幹	鈴木 元行
図書館長	塚本 ゆかり	図書館主幹	花田 陽子
美術館長	長谷川 隆		
書記 庶務課	大崎 敬介	北村 公美	

5 教育長報告

6 前回会議録の承認

令和7年第4回定例会会議録 承認

7 教育委員会報告

## 8 議事

- ・承認案第6号 学校運営協議会委員の委嘱及び任命について
- ・承認案第7号 稲沢市いじめ問題対策連絡協議会委員及び稲沢市いじめ問題専門委員会委員の解嘱及び委嘱について
- ・承認案第8号 稲沢市文化財保護審議会委員の解任について
- ・議案第12号 令和7年度稲沢市一般会計補正予算案（教育委員会所管に関する補正予算）について

## 9 報告

- ・稲沢市教育委員会後援名義使用承認について
- ・稲沢市日本語教育推進委員会委員の委嘱について
- ・稲沢市特別支援教育推進委員会委員の委嘱について
- ・稲沢市美術館の臨時開館について
- ・専決処分の報告について

## 10 その他

## 11 次回開催予定日時

### － 開 会 －

#### ◎教育長

定刻になりましたので、令和7年第5回教育委員会定例会を開会します。

#### ◎教育長

教育長報告ということで、私から少しお話をさせていただきます。

大きく2点についてお話しします。

1点目は、去る4月24日、25日両日にわたって三重県伊勢市で行われました東海北陸都市教育長協議会研究大会に参加し、話題になったことについての報告です。時間の関係で、概略だけになりますがご容赦ください。

研究協議の内容としまして、学校規模適正化・学校再編、誰一人取り残されない学びの保障、コミュニティスクールと地域学校協働活動の一体的推進、この三つについて協議が行われました。一つ目の学校規模適正化・学校再編については、現在進みつつある学校再編の状況について、松阪市から報告がありま

した。今までどのように進めてきたかということや、スクールバスの導入など今後の課題について質疑応答がされました。学校再編については、その状況や環境に違いはあるものの、急激な少子化と人口減少の見通しの下で、避けては通れない課題という認識を多くの教育長がもっており、互に意見交換することができました。

二つ目の誰一人取り残されない学びの保障については、不登校児童生徒や外国人児童生徒への対応、生活困窮等の複雑な課題を抱える児童生徒への支援の現状について、亀山市から報告がありました。福祉部局や医療機関との連携、あるいは、NPO やボランティアとの連携等、学校だけで対応することが難しい事案について、幅広くセーフティネットをつくり、一人一人の子どもに対応する施策に関連して協議が行われました。

三つ目のコミュニティスクールと地域学校協働活動の一体的推進については、事例として防災訓練、子どもフェスタと呼ばれる地域行事、夏休みの居場所づくりの企画や運営、参加に関して名張市から報告がありました。学校と地域が協力し合い、一緒になって地域の子どもの育てるために、学校運営協議会の活性化を図ることや、地域学校協働活動推進員の支援の在り方等について協議されました。

以上、都市の規模や学校規模、地理的条件や財政力等、様々な違いはありますが、それぞれの実情を踏まえた今後の教育行政の方向性や施策について、東海北陸地区 102 人の都市教育長が学び合う研究大会でした。

次に、2 点目は学校訪問についてです。今年度の学校訪問は、5 月 22 日木曜日、国分小学校・祖父江中学校を前期の皮切りに、後期の 11 月 20 日木曜日、牧川小学校・祖父江小学校まで行います。教育委員の皆様にも前・後期 1 回ずつ参加していただく予定です。「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の状況という観点から、子どもたちの学びを見ていきたいと思っています。また、学校経営方針に基づいた各学校の特色ある教育活動や、各学校が課題と捉えている事柄の解決に向けた取組等について、実情を把握したいと考えています。

以上、私からの報告とさせていただきます。

◎教育長

続いて、3. 前回会議録の承認について、前回会議録を順次お返ししますので、お目通しをいただき、署名をお願いいたします。

◎教育長

次に、4. 教育委員会報告について、教育部長お願いします。

## ●教育部長

先月の定例教育委員会から本日までの教育委員会に関わる主な行事等について報告させていただきます。定例会事項の1ページをお願いします。

はじめに、4月19日土曜日、宮浦公園の機関車の保存庫で保存し、普段公開していないD51形蒸気機関車の一般公開を行い、183の方が訪れました。

次に、4月24日木曜日、地域学校協働活動推進員説明会を開催し、30人の推進員の方に委嘱状を交付するとともに、役割や今後の予定等について説明いたしました。

次に、4月25日金曜日、勝幡城址石碑改修事業にご尽力いただきました稲沢ロータリークラブに対する感謝状を、市長から河合正剛会長に贈呈いたしました。

次に、4月27日日曜日、名古屋文理大学文化フォーラムで、第48回春の芸術祭が開催され、芸能発表に590人、市民茶会に306人、華道展に271人の入場者があり、お茶・お花子供体験教室に35人の参加がありました。

次に、5月6日火曜日、「青空アートの日」と題し、「芸術を体験する」イベントを初めて開催しました。当日は、絵画や造形、切り絵体験のほか、ミニコンサートやギャラリートークを実施し、キッチンカーも出店する中、雨模様のあいにくの天候ではありましたが、家族連れなど457人の方にお越しいただきました。

最後に、5月12日月曜日、ウルフドックス名古屋の横井シニアゼネラルマネージャーや選手、チームマスコットのウルドくんなどが来庁し、「2024-25 大同生命SVリーグ」の結果について報告がありました。

教育委員会報告は以上です。

## ◎教育長

ただいまの教育委員会報告で何かご質問等、お聞きになりたいことがありましたらお願いします。

## ◎教育長

ないようですので、次に進めさせていただきます。5. 議事に入ります。

議案第12号「令和7年度稲沢市一般会計補正予算案（教育委員会所管に関する補正予算）について」及び報告事項の「専決処分の報告について」は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第7項ただし書きの規定により、「教育委員会の会議は、人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席者の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる」とされております。本件は、議会の議決案件に関する

る議案又は報告事項であり、事前協議となりますので、非公開とさせていただきます。賛成の委員の皆さんは挙手をお願いします。

(委員挙手)

◎教育長

全員賛成ですので、「議案第12号」及び「専決処分の報告について」は非公開で審議いたします。

◎教育長

別添の議案書をお願いします。承認案第6号「学校運営協議会委員の委嘱及び任命について」を議題とします。学校教育課から説明をお願いします。

●学校教育課長

議案書2ページをお願いします。(承認案第6号 朗読)

3ページから13ページにかけて、全小中学校の学校運営協議会委員の名簿を掲載させていただきました。令和3年度から、市内全ての小中学校で学校運営協議会を設置し、1校当たり15名を上限として、「児童生徒の保護者」、「地域住民」、「運営に資する活動を行う方」、「校長、その他の教職員」、「学識経験者」、「その他、教育委員会が適当と認める方」の中から委員を委嘱及び任命をさせていただくものです。

なお、委嘱及び任命期間は1年で、令和7年4月1日から令和8年3月31日までです。よろしく願いいたします。

◎教育長

ただいま事務局から説明がありました。ご意見・ご質問はございませんか。

○吉川委員

学校運営協議会委員は15名以内という上限を設けてやられているということで、それぞれ、全校立ち上げて活動してみえるわけですが、かなり学校によって違うと思いますが、おおよそのところ、学校運営協議会は年に何回位開催してみえるかということと、どのような話し合いがもたれているかということ。それから2つ目は、推進員はそれぞれの学校に一人入ってみえる、これは地域学校協働活動推進員のことだと思います。この運営協議会の中で、推進員の果たされている役割はどんなものかということをお教えいただけたらと思います。

●学校教育課指導主事

学校運営協議会ですが、ほとんどの学校で年3回、実施しています。話し合われている内容は、1回目で学校経営方針の確認、2回目で今年度の取り組みの中間報告、3回目で総括のまとめと来年度の経営方針の承認をさせていただいています。推進員の方々には学校で活動している子供たちにとって、学校職

員では手が回らないような地域との連携、そういった活動のコーディネートを  
お願いしていることがほとんどだと思います。

○吉川委員

推進員が運営協議会メンバーの一人として入られています、運営委員と推  
進員との関りはあるのでしょうか。

●学校教育課指導主事

推進員の方が学校運営協議会の委員を兼ねているところがほとんどです。事  
前に協議会でこういったことを話し合いたいなどの相談の場をもって学校運営  
協議会で各委員への問いかけや学校の要望を聞く中で進めていくような活動を  
していると判断しています。

○吉川委員

推進員はの中でコーディネーター的な役割をされているのかどうかわかり  
ませんが、委員長さんもみえていますので、そこまでやられていないかもしれ  
ませんが、やはりお互いに連携しあいながら進めていくと、もっと会そのもの  
の意義が出てくるかなと思いました。それから、担当課が2つにまたがって  
いますよね。運営委員は学校教育課、推進員は生涯学習課。この辺りの事務局側  
の連携が大切かなと思いますので、よろしくお願いします。それから、私は山  
崎小学校区にいますので、先日の土曜日、山崎地区のまちづくりの総会があり  
ました。その場で山崎小学校の校長先生と推進員の方の連名で、地域学校協働  
活動推進事業についてという案内を、区長さんや民生委員の方たちに配って説  
明をされていました。大変いいことだなと思いますし、これをそこで話し合っ  
たということは、あとは全戸にこういうものが配布されるだろうと。どうい  
うことが書いてあるかという、一つは学校支援ボランティアとしてお世話にな  
っていること、子供の安全な下校支援、银杏隊とって、スクールガードの方  
がみえます。二つ目は子供の学習支援ということで防災教室、平和教育講話、  
老人クラブ訪問講話等でお世話になっていると。もう一つは、子供たちが地域  
へ出て行って学習する。その支援として、银杏農家、実験田、まち探検、いち  
ょう黄葉まつりというようなこと、これはすでに活動されているんですね。本  
当によくやられているなということをおもいます。学校として困っていることが  
ありますので、こういうことをお願いできませんかということで、次の3つが  
あります。学校環境整備の視点、花壇の植栽や除草等、こういう支援をお願い  
できませんか。それから、実技教科の学習支援、理科の実験、図画工作、家庭  
科の裁縫、ミシン、そういうことを教えていただく方はみえませんかというこ  
とですね。その他特殊技術や経験、体験の伝達ということで、海外体験、ボラ

ンティア活動、戦争体験、昔の暮らしなど、そういうようなことを話していただける方はみえませんか、こういうことを啓発してやってみると、本当に私自身は素晴らしい取り組みを山崎小学校区はやってくれているなどということで、こういう活動が全体に広がっていくといいかなと思いますので、一つ参考にさせていただけたらと思います。

◎教育長

ほかにいかがでしょうか。

◎教育長

ないようですので、それではお諮りします。承認案第6号を承認としてよろしいでしょうか。

(委員さんから異議なしの声あり)

◎教育長

異議なしと認め、承認案第6号は承認されました。

◎教育長

次に移ります。承認案第7号「稲沢市いじめ問題対策連絡協議会委員及び稲沢市いじめ問題専門委員会委員の解嘱及び委嘱について」を議題とします。学校教育課から説明をお願いします。

●学校教育課長

議案書14ページをお願いいたします。(承認案第7号 朗読)

15ページをお願いいたします。

稲沢市いじめ問題対策連絡協議会につきましては、児童生徒の生徒指導やいじめに関する関係機関等により組織し、市内小中学校におけるいじめの防止や対策等についてご協議いただく組織であります。条例に基づき、小中学校代表、一宮児童相談センター、稲沢警察署、名古屋法務局一宮支局及び市の関係課等からなる委員を委嘱するものであります。委嘱期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日となります。

その下の稲沢市いじめ問題専門委員会委員につきましては、いじめによる問題が発生し、教育委員会による調査が必要と判断した場合に諮問する附属機関として設置するもので、いじめ事案について調査し、教育委員会に答申をお願いするものであります。

委員につきましては、条例に基づき、教育、法律、医療、心理、福祉等についての専門的な経験を有する方々について、教育委員会が委嘱を行います。委嘱期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日となります。

よろしく申し上げます。

◎教育長

ただいま事務局から説明がありました。ご意見・ご質問はございませんか。

○吉川委員

いじめ問題対策協連絡協議会では、どのような話し合いがされているのかということと、年間どれくらい開催されているのかということ。今の説明では、下のいじめ問題専門委員会は重大ないじめの事案が発生したときに集まって協議していただくということですので、今までにやられたことがあるのかどうかということの2点、教えてください。

●学校教育課長

いじめ問題対策連絡協議会は、学校、関係機関、教育委員会が連携を図り、いじめ防止の取り組みについて情報共有を図ります。年2回、5月と11月に行っています。令和6年度は、稲沢市におけるいじめの現状について、そしていじめ防止と解決に向けた取り組みについて話し合いを行いました。2点目の稲沢市いじめ問題専門委員会についてですが、令和6年度までは開催していません。

○澤田委員

今の吉川委員の続きになりますが、取り組みについて話し合われた結果、どのようなことをその後されたとかありますか。

●学校教育課長

話し合いの内容については、議事録等を元に、校長会議や教頭会議等で情報共有しています。各学校において、活用できるところは活用していただいています。

◎教育長

ほかにございますか。

◎教育長

ないようですので、それではお諮りします。承認案第7号を承認としてよろしいでしょうか。

(委員さんから異議なしの声あり)

◎教育長

異議なしと認め、承認案第7号は承認されました。

◎教育長

次に移ります。承認案第8号「稲沢市文化財保護審議会委員の解任について」を議題とします。生涯学習課から説明をお願いします。

●生涯学習課長

議案書の 16 ページをお願いします。 (承認案第 8 号 朗読)

17 ページをお願いします。名簿の方から、健康上の理由により、委員としての業務の遂行が困難であるとの申し出がありましたので、解任するものです。後任の委員については、これから検討していきます。

以上です。

◎教育長

ただいま事務局から説明がありました。ご意見・ご質問はございませんか。

◎教育長

それではお諮りします。承認案第 8 号を承認としてよろしいでしょうか。

(委員さんから異議なしの声あり)

◎教育長

異議なしと認め、承認案第 8 号は承認されました。

◎教育長

続きまして、6. 報告事項に移ります。「稲沢市教育委員会後援名義使用承認について」を庶務課から説明をお願いします。

●庶務課長

定例会事項の 2 ページをお願いします。7 ページにかけまして「稲沢市教育委員会後援名義使用承認一覧表」を掲載しております。ここに記載のとおり、24 件の後援名義使用承認申請につきまして、事務取扱要領に基づき、承認させていただきましたことをご報告いたします。

◎教育長

続きまして、「稲沢市日本語教育推進委員会委員の委嘱について」を学校教育課から説明をお願いします。

●学校教育課長

8 ページをお願いします。

稲沢市日本語教育推進委員会委員の委嘱につきまして、「稲沢市日本語教育推進委員会要綱」第 4 条の規定により、「委嘱者」のとおり委員を委嘱いたしますので、報告させていただきます。

委員には、稲沢市立国分小学校森康弘校長をはじめ、校長会の代表、教頭会の代表、日本語教育担当教諭が配置されている学校の代表と担当教諭、及び語学指導助手に委員を委嘱させていただきます。稲沢市日本語教育推進委員会では、外国人児童生徒に対する日本の教育制度への適応についての指導や、日頃の指導のための教材や資料の作成など、日本語教育に関する事項に取り組んでまいります。

委嘱期間は1年で、令和7年4月1日から令和8年3月31日までです。

以上です。

◎教育長

続きまして、「稲沢市特別支援教育推進委員会委員の委嘱について」を学校教育課から説明をお願いします。

●学校教育課長

9ページをお願いします。

稲沢市特別支援教育推進委員会委員につきまして、「稲沢市特別支援教育推進委員会要綱」第4条の規定により、「委嘱者」のとおり委員を委嘱いたしますので、報告をさせていただきます。

委員には、稲沢市立稲沢西中学校坪内健二校長を代表とする役員と各学校の特別支援教育を担当する教諭の方々に委嘱させていただきます。稲沢市特別支援教育推進委員会では、25名の委員で、特別支援学級の運営や教育相談に関すること、研修会の開催など特別支援教育の推進に必要なことに取り組んでまいります。

委嘱期間は1年で、令和7年4月1日から令和8年3月31日までです。

以上です。

◎教育長

ここまで、3点の報告がありました。今までのところでご質問等何かお聞きになりたいことございましたらどうぞお願いします。

◎教育長

ないようですので、続きまして、「稲沢市美術館の臨時会館について」を美術館長から説明をお願いします。

●美術館長

定例会事項の10ページをお願いいたします。

今年度秋の特別展「荻須高德 リトグラフ展 ー稲沢市荻須記念美術館コレクション」につきまして、当初は10月15日から10月24日金曜日までを特別展の準備及び開会式のための休館日とし、10月25日土曜日から12月7日日曜日までを展覧会会期として予定しておりました。

しかしながら10月24日金曜日に市長の県外での公務が入ったため、開会式を10月23日木曜日午後1時半から行うこととし、10月24日金曜日から展覧会開幕とするため、10月24日を臨時開館することといたしました。

美術館からは以上です。

◎教育長

ご質問等、お聞きになりたいことがありましたらどうぞお願いします。

◎教育長

ないようですので、次に進みます。7. その他について何かありますか。

●生涯学習課長

令和7年度一般財団法人稲沢市文化振興財団事業計画及び収支予算の報告、令和6年度一般財団法人稲沢市文化振興財団事業報告及び収支決算の報告については関連がありますので、一緒に説明させていただきます。

地方自治法の規定により、普通地方公共団体が資本金の2分の1以上を出資している一般財団法人について、その経営状況を説明する書類を作成し、議会に提出することとなっております。そのため、事業計画、収支予算及び事業報告、決算につきましては、これから開催される稲沢市文化振興財団理事会、評議員会において承認されましたら、6月議会へ提出するとともに、6月の定例教育委員会にて報告させていただきます。

以上です。

●スポーツ課長

「ウルフドッグス名古屋・山田選手の実習について」を報告させていただきます。

稲沢市を拠点に活動するバレーボールチーム「ウルフドッグス名古屋」に所属する現役選手山田脩造選手が、昨年度、一昨年度に続き、今年度も市役所各課で実習を行います。期間につきましては、6月9日から8月8日までの平日、時間は8時30分から正午までです。実習内容につきましては、小・中学校の体育の授業の補助や広報活動などです。この実習は、他に一宮市、清須市でも同様に行われる予定です。

以上です。

◎教育長

ただいま、それぞれ説明がありましたが、そのほかご質問等がありましたらお願いします。

◎教育長

ほかにございますか。

○吉川委員

事前に庶務課長さんにはお話をさせていただいています。そのことについて、質問させていただきます。1点目は、学校統廃合というか基本計画の説明会が3地区で行われました。そこで、私、伊藤委員も参加されていたということで、3地区全部に参加ということはありませんでしたので、庶務課長に3地区の説

明会の議事録、それぞれの区長さんを通して地区に回覧された要約文書を委員全員に配布してほしいとお願いしましたが、そのようにしていただきましたか。

●庶務課長

事前に、委員さんにはお配りさせていただいています。

○吉川委員

では、なぜ回覧文書は議事録ではなく、事務局が用意した要約文書になったのかお聞かせください。

●庶務課長

この説明会の議事録を全文そのまま回覧することも検討しましたが、質疑応答を全文掲載した議事録を回覧しますと、千代田地区は8ページ、祖父江地区は19ページ、平和地区は12ページと大変なボリュームになりますので、かえって目を通していただけない可能性もあります。そのため事務局では、少しでも多くの地域の方にご覧いただきたいという想いで、概要版を回覧させていただいたものです。また、4月の回覧につきましては、ほかに市から発信するもので各種検診、ワクチン等のお知らせやペットボトルのリサイクル、浄化槽設置費補助金、3世代スマイル支援補助金など非常に多くの組回覧をお願いさせていただいていました。また地区によっては、これに加えて班、組独自のものが回覧されています。そんな中で、ボリュームのある資料を回覧することは、回覧するかたにも読み手にも負担になると考えたものです。なお、概要版を読んでいただいて、さらに詳細をお知りになりたい、確認したいという方については、全文を掲載している市のホームページに誘導できるようQRコードを記載させていただいていますので、よろしく申し上げます。

○吉川委員

祖父江地区は19ページでしたか、回覧しても目を通していただけないのではないかというお話でしたが、それでしたら要約した文書と全文を合わせて両方配られれば、こちらはやめておこうかというふうになる、判断される。ましてやQRコードだと、そこへアクセスして入る人のほうが少ないのではないかと思います。なぜこういう質問をしたかという、苦情というか、何なのこの要約文書はというお叱りが教育委員の私のところに入ったんです。3人の方からメールで、こんなふう私のところへ届けていただきました。私はそのままの言葉でお伝えします。1人目の方は、「対立する構図を避ける表現が多用されている。何々してはどうか、何々ではなかったか、何々ではないか、ソフトムードにしてやむなしの空気を作っている。明らかに理解と納得を得るための証拠として使われる。」このままの表現です、私が今お伝えしたことは。2人目の

方は、「市側は恣意性をもって詭弁を弄している。今回の回覧文書は極めて悪質で欺瞞的な文書で、事情を知らない聴衆は表面づらの虚飾を見破れないと思う。」私も驚きました、すごい表現だったから。そのように思われているのです。もう1人の方は、一言です。「私も改ざんされている。」改ざんという言葉が出てくるのです、そのまま載せないから。これは国会なんかだったら、大変な問題になりますよ、ということをお伝えしておきます。私自身も、私が言いたかったところを削除されており、これはぜひ載せてほしかったなというところもあったのですが、そんなことを思いました。それでは、その回覧文書の内容について、2点質問させていただきます。祖父江地区の回覧文書の4ページを見てください。上から2つ目の質問に対して、少し読み上げます。「計画には教育以外の分野も含まれるので、教育委員会と市長部局連名で地域協議会に諮問することを明文化すべきだ。地域協議会の法的位置づけを明記し、合意を得るためにどういう根拠を与える考えなのか。」という質問。それに対して、「地域協議会の法的根拠について要綱の整備は可能だと考えています。今回の計画は学校施設の建て替えが主ですので教育委員会が策定しました。地域協議会を立ち上げた後の協議、検討につきましては、内容に応じて市長部局も一緒に参加させていただきます。」ということです。ということは、この地域協議会の設置要綱は市長部局も参加するということですから、市の教育委員会と市長部局の両サイドに渡った設置要綱になると思いますが、それでよろしかったですか。

●庶務課長

要綱自体は、教育委員会で制定しまして、市長部局とも関係、連携を図っていくというような要綱になると思います。

○吉川委員

ここにはっきり、市長部局も一緒に参加させていただきます、ということは、当然教育委員会独自では設置要綱の策定にはならないと思いますが、どうでしょうか。

●庶務課長

要綱の中で委員等を定めることにはなりますが、その中に市長部局の関係職員も入れさせていただくということを想定しております。

○吉川委員

何が言いたいかということ、この回答の中に「市長部局も参加させていただきます」ということは、これを読んだ人は担当部局がまたがるというふうに考えるわけです。ということは、設置要綱というものは大変難しくなるだろうと思いますし、どこで協議して決定するのかということ、決裁は誰が押すのかとい

うことも関わってくるわけですね。それでは、私のところに、法に詳しい方が、私は法に疎いものですから、教えていただいた。ちょっと聞きますよ。これから作られる設置要綱については、稲沢市審議会等の設置及び運営に関する要綱、これを基本とすべきだということを、私こんなものがあるということを知らなかったですが、わざわざ教えてくれました。庶務課としては、この要綱はご存じですか。

●庶務課長

その要綱があるということは、把握しております。

○吉川委員

私、ここにプリントアウトして持ってきましたが、設置基準が非常に細かく書いてあります。どのように協議会の委員を選定するのかということや、こういう方は資格がないとか、いろいろな細かいところまで書いてあります。この要綱に準じて、設置されますか。

●教育部長

どのような建付けにするかにつきましては、総務課という法規の担当部署がありますので、そことも相談しながら検討したいと考えています。

○吉川委員

それでは、回覧文書の2点目、ここが私は最も重要な所だと思っています。5ページを見てください。5ページの上から2つ目です。これも読んでいきます。「3校だと標準規模に満たないので1校または2校にするという説明だったが、それはもう決まったことなのか」。それに対して、答えは、「計画としては、1校または2校とする内容で承認されています。ただし、計画は地域の理解と納得を得られなければ進めることはできません。私どもから3校案を提案することはございませんが、地域協議会などの場で地域の皆様からご提案があれば、協議させていただくことはあり得ると思います」。これでよろしかったでしょうか。

●教育部長

協議というとらえ方はどこまでかということですが、地域協議会の場でそういうご意見があれば協議させていただくということなのですが、事務方としては承認いただいた1校または2校の理由付けで説明をしていきたいと考えています。

○吉川委員

地域協議会の設置要綱もまだできていませんので、どういう方が地域協議会に参加されるのかわかりませんが、前回の部長さんの答弁ではまちづくり等が

中心になって、PTA、運営協議会や民生委員の代表などいろいろあると思うんです。ところが、まちづくりが主体となると私はとらえたのですが、祖父江地区まちづくり推進協議会では大半が3校案で行きましょうという考え方です。最初から6校のままだろうと強く言われた方もみえますが、私どもと話し合っ、しょうがないなと3校までは下りてきました。ところが1校、2校となったら、という話ですね。だから、地域協議会としては3校案で結構盛り上がるのではないかなと私は思っているのですが。そういうような話が協議会で大半を占めたら、どのように対応されますか。

#### ● 教育部長

まず、再編に向けた進め方としまして、承認いただいた計画、標準規模でもって学校については再編・統合を進めていきますということについて理解と納得を得た地区に仮称地域協議会の設置に向けた検討を始めますので、まずはそこがスタートです。そこで、3校が大勢だから3校だと言われても、前提条件が違ってきてしまうものですから、そこは理解と納得という前提条件の中で、ご理解をいただくよう、事務方としては進めていきたいと考えております。

#### ○ 吉川委員

この協議させていただくこともありますという文章は、祖父江の住民全部に行き渡っています。だから、言葉というのは非常に大切だということです。もし3校案というのが地域協議会から出てきたら、協議しなければいけないということはここで確認させていただきましたので、これから言うことは私の考えですので、教育委員さんに先ほど一宮市の取り組みの例を紹介させていただきました。私もそれを読んで、目から鱗というのですか、これは素晴らしいなという方法を今から少しお話します。稲沢市は、残念ながら愛西市と同じ手法でここまで来ています。愛西市も一方的に、教育行政が立田小学校2校、中学校1校、八開小学校2校、中学校1校、6校を1校に統合する案、小中一貫校を立田地区に造ると言ったことに対して、八開の住民から猛反発がありました。これと同じような状況は今祖父江地区でも起きるのではないかなと危惧しています。祖父江地区の面積はご存じですよ、旧尾西市よりも広いですよ。旧尾西市は今小学校が7校あります。祖父江は6校、それを1校または2校ですよ。それを知った住民はどう思うかということです。私が言うのは何かというと、トップダウンで進められるような問題でないということです、学校の統廃合は。一宮市はそのことを十分知ってみえる。知ってみえて、取り組まれたということですね。なぜ一宮市の情報を知りえたかということ、ある会合がありました。その後、6人の役員で、今稲沢で学校統廃合ではこういう問題が起きていると

ということで話が盛り上がりました。その場に一宮市の方がみえたので、稲沢市はそんなふうであるというところから、一宮市はどうかというところで話が進みました。一宮市はそんなやり方ではありません。ここで一言で説明することはできませんのでということでしたので、私から資料をくださいと言ったら、その日の午後、その日のうちにその方が私のところに封筒に入れてわざわざ届けていただきました。これだけの資料です。部長さんや庶務課長さんは、このことは知っていますか。新学校プロジェクト検討協議活動ハンドブック、これは見られたことはありますか。

●教育部長

そのハンドブックの中身について詳細はわかりませんが、一宮市がシン学校プロジェクトとして、複合的な施設を建設しようという動きについては把握しています。

○吉川委員

今、教育委員さん方にハンドブックの抜粋、4ページをお配りました。少しこれ読みます。真ん中あたりです。こうした学校再編や統廃合には住民の皆さんの理解と合意が不可欠です。統廃合で学校がなくなる地区の住民の皆さんは地域に子育て世代が減って行く等の不安を持ちますし、今までより遠くの学校へ送り出す保護者の皆さんは通学時の安全確保など心配もあります。こうしたメリット、デメリットを調整し、不安を解消していくためには、行政の考えを一方的に押し付けるのではなく、行政と住民の皆さんがともに意見を出しあい話し合うことが必要かつ大切なプロセスだと考えます。

次のページに図式化されていますね。上のほうは単なる建て替えですね。建て替えだから、そんな大きな問題は出てこない。では、どういった複合施設を造るのか、学校にどういう施設を複合化させたらいいかという案が出されています。下のほうを見てください。学校区再編を伴う場合と書いてあります。これは通常の建て替えプランよりも5年くらい周期が長いですね。令和6年に始まって、令和19年頃に完結するというプランです。その下のところになかなか素晴らしいことが書いてある。学校区の再編は地元からの要望を受けて、市が再編計画を作成します。この再編計画案を地元の協議会で十分に検討してから、教育委員会に学校区再編を申請します。再編計画は、通学区域審議会で審議され、その結果を受けて教育委員会が承認します。その後、市議会の審議、地元説明会などがあるため、老朽化、複合化の場合と比べて事業期間が5年から10年ほど長くなると想定します。なかなか素晴らしい考え方じゃないですか。私自身も、なぜこの一宮の手法を取り入れなかったかと思って、最初から私は案

のまま行けばいいじゃないですか、そして意見を吸い上げてくださいという話をしましたが、案ではだめです、計画でないだめですという一方的な事務局、庶務課の考え方でしたよね。すでに、こういうことがわかっているんです。学校建て替えや再編を希望する地区は、申請用紙を出してください。申請用紙の中身を、私メモしてきましたが、学校名、2番目概要、3番目応募の内容としてどういう項目があったかという、実施方針、課題の認識、理想とする学校の姿、実現方策、検討経緯、参画意向、この5項目について申請用紙に書いて出すんです。期間は短かったんですが、25地区から申請書が出ました。その25地区の申請について、今度市教委で審査するんですね。それで優先順位をつけるんです。当然、校舎が古い所が上に上がってきたり、再編が必要な所は再編が必要だということで、そして25校の中から建て替え10校と再編地区2校を決定したんです。申請用紙は守秘義務ということがあるものですから、それはなかなか見られないですが、その結果も市が公表しています。選考結果、25校のうち、あなたのところがなぜ選考されたかを示しています。稲沢市もなぜこういう方策がとれなかったか、ということを痛切に感じました。これでやればスムーズにいくんですよ。もう流れている、動いているんですよ。いろいろなことを言いましたが、私の考え方とよく似ていましたから、一宮市は。稲沢市は一宮市の1年、2年後ろを追ってやっていけばもっとスムーズにこの計画が進んだのではないかなということをお知らせして、話を終わります。

◎教育長

ほかにございますか。

◎教育長

ないようですので、それでは、次回開催予定日時について、教育部長お願いします。

(教育部長から説明)

◎教育長

次回の開催予定日時でございました。場所が変わりますので、ご確認をお願いします。

これより非公開の審議に入りますので、傍聴人の方は退席してください。

【秘密会】

◎教育長

それでは、議事に入ります。議案第12号「令和7年度稲沢市一般会計補正予算案（教育委員会所管に関する補正予算）について」を議題とします。庶務

課から説明をお願いします。

●庶務課長

議案書18ページをお願いします。 (議案第12号 朗読)

内容につきましては、それぞれの担当課から説明させていただきます。

19ページをお願いします。

表の一番上、庶務課所管分の歳出についてです。10款6項2目12節委託料、今回補正額528万円は、給食運搬委託料に係るものです。

補正の理由としまして、井之口学校給食センターの稼働に伴い今年9月から14の小中学校に給食を配送するため、昨年12月に名鉄急配株式会社と契約を締結しました。給食を配送する車両は7台購入し、うち1台は予備車両、通常は6台を使用して配送する仕様としました。しかし、短縮授業や多様化するアレルギー対応など事前に学校側との十分な調整がとれておらず、仕様書の給食到着時間では、配膳の準備などを行い、給食の提供時間に間に合わない学校が複数あることがわかりました。そのため、配送時間の短縮ができないか、配送ルートを変更するなどの検討を行いましたが、「学校給食衛生管理基準」に定められた調理後2時間以内に提供するには、配送する車両を1台追加する以外、方法がないことが判明しました。この予備車両を運行するには、乗務員2名を増員するとともに、車両にかかる諸経費及び緊急時の予備車両を手配する費用が必要なため、今回補正をお願いするものです。

●学校教育課長

議案書19ページをお願いいたします。学校教育課所管分について、ご説明いたします。

上から2段目の表をご覧ください。歳入の18款1項9目1節、教育総務費寄付金の今回補正額1,200万円の増額補正は、今年5月に稲沢商工会議所終身名誉会頭久納昇辰様よりいただいた教育目的のためのご寄付を受け入れるため予算計上するものです。

歳出の10款1項3目24節、積立金1,200万円の増額補正は、この寄付金1,200万円を久納奨学基金へ積み立てるため計上するものです。

以上、よろしくをお願いいたします。

●スポーツ課長

今回の補正は、令和7年3月31日をもって稲沢東高校が廃校となったことに伴い、県有の財産の利活用について検討したものです。

本格的に利活用するためには、検討に時間がかかることから、校庭の広大な土地を暫定的にスポーツ団体へ試合場、練習場として貸し出すこととします。

現在は、水道とガスは止まり、電気は警備機器の運用に必要な10アンペアのみ通す手続きをしているということで、この電力では、浄化槽が動かないためトイレが使えず、水道ポンプが起動しないため水も出ないという状況です。このため、グラウンド開放に最低限必要なトイレを確保するため、20mm口径の水道の新設工事及び仮設トイレの設置費用などを補正するものです。

補正予算の内容は、19ページの下から2つ目の表をご覧ください。

歳出のみで、10款5項2目10節需用費、消耗品はグラウンド整備に使用するブラシ10本、レーキ10本及びトイレに使用するトイレトーパー1ケースの合計18万7,000円。水道料は、新設する20mmの水道の月々の基本料金である準備金1,870円の6か月分及び使用料金2,000円の3回分で1万8,000円の合計2万5,000円。11節役務費は、し尿汲み取り手数料で、330円の50本分で1万7,000円、加えて水道設置に係る完了検査手数料3,000円を含めて合計2万円。13節使用料及び賃借料は、仮設トイレ借上料で、基本料が3万2,000円、搬入出費用が2万円、レンタル料が月額2万円の6か月分と消費税を合わせて19万円。14節工事請負費は、旧高校の正門横の自転車置き場付近に20mmの水道管を敷設し、仮設トイレを設置できるようにする工事費80万円です。15節原材料費は、土砂等となっていますが、散水ができないため砂埃を防止するための、塩化カルシウム5,500kgに単価46円で25万3,000円です。最後に18節負担金、補助及び交付金は、新規給水負担金で15万4,000円です。

以上、今回補正額は162万2,000円となります。

なお、グラウンドの貸し出しについては10月からを予定しています。また、県とは管理委託契約を結ぶこととなりますが、委託物件の範囲は図面で示すこととなっており、グラウンド及び駐車場の委託を受ける予定としています。

#### ●美術館長

美術館所管分について説明します。19ページをご覧ください。

最下段です。歳出のみの補正です。

10款4項9目1節報酬の今回補正額5万8,000円について、特別展に関する会計年度任用職員分の増額補正をお願いするものです。先ほど報告事項でご説明しました、令和7年度特別展の開会式を1日前倒ししたことにより、会期日数が1日分増加したことに対応するものです。

以上で説明を終わります。

#### ◎教育長

ただいま事務局から説明がありました。ご意見・ご質問はございませんか。

(各委員から意見を聞く)

○吉川委員

庶務課について、車両の追加と2名の増員ということですね。これは補正予算ということですが、これはちなみにどこのセンターからどこへということもあると思いますが、これ事前にシミュレーション、どこからどこへどういうふうに運ぶのか、運搬作業にどれくらいかかるかということはされましたか。

●庶務課長

事前に公用車を使って井之口学校給食センターから各学校へ配送するルート、そのルートについては時速30キロで時間を計って仕様書を作成しました。しかし、先ほど申し上げましたとおり、通常の授業の日課ではなく、短縮授業の日課に応じた時間を想定していなくて、十分に学校側と調整、確認ができていませんでしたので、そもそもの学校が要望する給食の搬入時間に間に合わないということが契約以後に判明したため、再度ルートを検討しましたが、1台追加しないとそれが解消できないということで今回補正をお願いさせていただくものです。

○吉川委員

当然、学校は短縮授業もありますので、短縮授業の時のシミュレーションもしなければいけなかっただろうということなんです。本来であれば、年度予算を補正で組むということはいかがなものかと感じましたので、お話をさせていただきました。

◎教育長

ほかにございますか。

◎教育長

それではお諮りします。議案第12号を承認としてよろしいでしょうか。

(委員さんから異議なしの声あり)

◎教育長

異議なしと認め、議案第12号は承認されました。

本日の議案は、全て承認されました。ありがとうございました。

◎教育長

続きまして、報告事項に移ります。「専決処分の報告について」を美術館から説明をお願いします。

●美術館長

定例会事項の11ページ、専決処分の報告をご覧ください。

令和6年9月23日発生 of 荻須記念美術館での展示作業中の額縁の破損につきまして、「市長の専決処分事項の指定について（平成3年12月20日議決）」第1

号の規定により専決処分したものでございます。

整理番号1番としまして、専決処分年月日、令和7年2月21日、相手方は、ここに記載の方です。令和6年9月23日月曜祝日に稲沢市稲沢町地内、荻須記念美術館一般展示室で、稲沢市民展に出品された相手方の作品を展示したところ、吊るしワイヤーが外れて落下し額縁が破損したものです。今回の賠償の内容としましては、損害保険の規定に基づき額縁損害額を算出し、相手方と示談いたしました。

なお、本件につきましては、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、議会にも報告させていただきます。

以上で説明を終わります。

◎教育長

ただいまの説明について、ご質問等、お聞きになりたいことがありましたらどうぞお願いします。

◎教育長

ないようですので、これをもちまして、第5回教育委員会定例会を終わります。お疲れ様でございました。

次回開催予定日

令和7年6月24日（火） 午後1時30分 中央図書館研修室

— 閉 会 —

令和7年6月24日

教 育 長

職務代理者

委 員

委 員

委 員  
委 員  
書 記